

生活・お知らせ

バスの車内事故に注意

7月は「バス車内事故防止キャンペーン」1月間です。バスの車内事故防止のため、バスに乗車する際は次の点にご注意ください。

〔席を立つときは扉が開いてから〕  
走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをする場合があります。バスを降る際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席を立つてください。

〔吊革や握り棒をしっかりと〕  
バスはやむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。立って利用する場合は、吊革や握り棒にしっかりとつかまってください。

〔シートベルトの着用を〕  
高速バスや貸切バスの後部座席のシートベルト着用が義務化されました。安全のため、シートベルトを必ず着用してください。

問合せ先／(一財)福岡県バス協会  
☎092・4331・9704

住宅用火災報知器

福岡県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられた平成21年6月1日から令和元年5月31日で10

年を迎えます。

住宅用火災報知器は、古くなると電子分品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがあるため、機器本体を取り替えましょう。10年を目安に交換しましょう。

問合せ先／飯塚地区消防本部  
☎0180・999・889

高次脳機能障がい  
家族支援相談会の開催

福岡県では、高次脳機能障がい支援事業に取り組んでおり、その一環として、高次脳機能障がいの当事者や家族、また支援に携わる人を対象に家族支援相談会を実施しております。

日時／8月19日(月) 14時～16時  
場所／福岡県飯塚総合庁舎  
その他／要予約

予約・問合せ先／産業医科大学病院  
☎093・603・1611



花火遊びは、迷惑にならない場所と時間と後始末

Pick Up

事業者の皆様! 準備はお済みですか? / 2019年10月1日から消費税・地方消費税の **軽減税率制度** がスタート。  
**仕入税額控除の方式が変わります!**

標準税率 **10%** と、**飲食料品(酒類・外食を除く)・新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)** に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

**CHECK** 全ての事業者の方に関係があります!

飲食料品等の販売がない場合でも、例えば、飲食料品等の仕入があれば、帳簿上、軽減税率対象である旨を明記する必要があります。

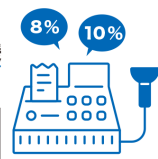


詳しくはこちら [軽減税率 国税庁](#)

レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修が必要となる場合があります。

**CHECK** 軽減税率対策補助金が拡充されました!

中小企業・小規模事業者等の方向けに複数税率対応レジの導入等を支援します。ぜひご利用ください。



詳しくはこちら [軽減税率対策補助金](#)

制度についてのお問い合わせ

●消費税軽減税率電話相談センター (フリーダイヤル) ☎0120-205-553  
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。  
\*ナビダイヤル0570-030-456(通話料がかかります)もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ

●軽減税率対策補助金事務局 (フリーダイヤル) ☎0120-398-111  
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。